

はだのスポーツビレッジ条例を制定することについて

はだのスポーツビレッジ条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月4日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

渋沢丘陵一帯の活性化やにぎわいの創出につながるスポーツの拠点として、はだのスポーツビレッジを設置するとともに、その管理等について定めるため、制定するものであります。



はだのスポーツビレッジ条例

(目的)

第1条 この条例は、はだのスポーツビレッジ（以下「ビレッジ」という。）を設置するとともに、その管理、運営等について定めることにより、市民の健康増進及びスポーツ環境の充実並びにスポーツを通じた渋沢丘陵の魅力向上を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 ビレッジを秦野市平沢2408番地の1に設置する。

(施設)

第3条 ビレッジに共用又は専用で使用できる施設として、次に掲げる施設を置く。

- (1) 多目的天然芝グラウンド
- (2) パークゴルフコース
- (3) トライアルロード
- (4) 管理棟
- (5) ミーティングルーム

(休館日及び使用時間)

第4条 ビレッジの休館日及び使用時間は、規則で定める。

(使用の承認)

第5条 ビレッジの有料施設の共用使用に係る市長の承認は、その使用料の納付があったときに行われたものとする。

- 2 ビレッジの有料施設を専用使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、ビレッジの管理及び運営上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(使用料)

第6条 ビレッジの使用料の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、多目的天然芝グラウンドを専用使用するものがミーティングルームを使用する場合は、別表に定めるミーティングルームの使用料は、徴収しない。

- 2 ビレッジの有料施設に係る使用の承認を受けたもの（以下「使用者」とい

う。)は、使用前に使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 市長が公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。
- (3) 使用者が、規則で定める期日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。
- (4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

- (1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) ビレッジの建物、施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、承認を受けた目的以外にビレッジを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

- (1) 第5条第3項の規定により使用の承認に付された条件に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、ビレッジの使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第13条 使用者は、使用を終了したとき又は前条ただし書の規定により特別の設備をし、若しくは備付けの設備の変更をしたときは、使用後直ちに原状に回復しなければならない。第11条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を中止されたときも、また、同様とする。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、本市がこれを行い、その費用をその者から徴収することができる。

(入場の制限等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ビレッジへの入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。

(2) 危険物を所持する等他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。

(損害賠償)

第15条 ビレッジに入場した者は、ビレッジの建物、施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させたときは、市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、ビレッジの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

(1) 使用の承認並びに利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受、減免及び還付に関する業務

(2) 維持管理に関する業務

(3) 自主事業に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が承認する業務

- 2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条、第9条及び第11条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、第11条の規定中「本市」とあるのは「本市及び指定管理者」とする。
- 3 指定管理者に収受させる利用料金の額は、第6条に定める使用料の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準に従い、利用料金を減免し、又は還付する。

(指定管理者の管理の期間)

第17条 指定管理者がビレッジの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（その指定を受けた日が4月1日であるときは、その日）から起算して30年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定申請)

第18条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書及び規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書に添付された事業計画書その他の書類に基づいて、次に掲げる事項に係る程度をしん酌して指定管理者候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

- (1) 渋沢丘陵一帯の活性化やにぎわいの創出につながるスポーツの拠点としての役割を担い、スポーツの持つ力を最大限発揮できる運営上の工夫があること。
- (2) 施設の管理を安定して実施することができる物的・人的能力を有していること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮し、管理面での費用対効果を図るものであること。
- (4) 市民の健康増進及びスポーツ環境の充実をより一層推進するための自主事業のプランを用意していること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市スポーツ推進審議会

設置条例（昭和39年秦野市条例第4号）第1条の規定により設置される秦野市スポーツ推進審議会（第23条において「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

（管理協定の締結）

第20条 指定管理者となるものは、市長との間でビレッジの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める主な事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 管理業務の報告に関する事項
- (4) 管理費用等財務に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

（事業報告書の提出）

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、ビレッジについて次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定の期間が満了したとき又は指定を取り消されたときは、その満了した日又は取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況

（事業報告の聴取等）

第22条 市長は、ビレッジの管理の適正を保持するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況について定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（管理に係る意見聴取）

第23条 市長は、ビレッジを適正に管理するため、審議会に意見を求めることができる。

(指定管理者の損害賠償)

第24条 指定管理者は、故意又は過失によりビレッジの施設又は設備を損傷し、又は滅失させたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(指定の取消し等)

第25条 市長は、指定管理者が第22条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者に損害を生じさせることがあっても、本市は、その責めを負わない。

(指定管理者による原状回復)

第26条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、第5条から第12条まで、第16条、第18条から第20条まで、第27条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和8年度における指定管理者候補の選定の特例)

2 令和8年度における指定管理者候補の選定に当たり、この条例の施行前に地方自治法第96条第1項第9号の規定による負担付き寄附者が指名するものからあらかじめ行われた指定管理者の指定に係る申請は、第18条の規定により行われたものとみなす。

(秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

3 秦野市議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年秦野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(25) はだのスポーツビレッジ

別表（第6条関係）

区分		単位等		使用料の額			
				平日		土曜日、日曜日 及び休日	
				市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
共用	パークゴルフ	1回につき	大人	100円			
			子ども	50円			
	トライアルロード	1時間につき	大人	100円		200円	
			子ども	50円		100円	
専用	多目的天然芝グラウンド	1時間につき	大人	5,000円	25,000円	6,000円	30,000円
			子ども	4,000円	20,000円	5,000円	25,000円
	パークゴルフ	1日につき		8,000円			
	トライアルロード	1時間につき		2,000円		4,000円	
	ミーティングルーム	1時間につき		500円		1,000円	

備考

- 1 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。
- 2 1時間単位で使用料を納付したものの現に使用した時間数が使用の承認を受けた時間数を超えたときは、退場時に加算額を徴収する。
- 3 使用料に係る時間は、現に使用した時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間を1時間として計算する。
- 4 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（休日である場合を除く。）を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 5 「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「大人」とは、それ以外の者をいう。
- 6 小学校就学前の者が共用で使用するときの使用料は、無料とする。

## はだのスポーツビレッジの運用について

### 1 施設概要

- (1) 開館時間  
午前9時から午後5時まで（ナイター利用時は午後9時まで）
- (2) 休館日  
毎週月曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 施設種別  
ア 多目的天然芝グラウンド（サッカーコート1面分）  
イ パークゴルフコース（9ホール）  
ウ トライアルロード  
エ 管理棟（木造平屋建て・182.59平米）ほか
- (4) 供用開始日  
令和8年8月1日



### 2 指定管理者制度の活用

令和7年3月第1回定例月会議において、議案第18号「負担付き寄附の受領について」が議決されたことを受け、当該寄附に付された条件に基づき、寄附者が指名する者を指定管理者として指定する。

- (1) 指定管理者候補者  
特定非営利活動法人 湘南ベルマーレスポーツクラブ  
平塚市中堂18番8号 E棟3階  
理事長 遠藤 直敏
- (2) 指定管理期間  
令和8年8月1日から令和38年7月31日までの30年間
- (3) 指定管理期間を30年とする考え方  
寄附者が、はだのスポーツビレッジの整備に要した費用の一部を長期間の効率的かつ効果的な施設運用により、償還していくことを基本とする。  
期間の設定に当たっては、指定管理料を伴わない施設運営の先行事例で

ある長居球技場（大阪市）を参考としつつ、はだのスポーツビレッジの施設形態（集客施設ではないこと）を踏まえ、造成したグラウンドやパークゴルフコースの減価償却資産の耐用年数である30年を指定管理期間とする。

ただし、指定管理期間内に施設整備負担償還分に不足が生じるリスクは指定管理者が負うものとする。

【参考1】先行事例（長居球技場）の状況

長居球技場（大阪市）は、Jリーグクラブの「セレッソ大阪」の本拠地として、負担付き寄附の手法により整備され、指定管理料を伴わず、指定管理期間を30年としている。

また、運営に当たっては、ネーミングライツ収入や広告収入、利用者収入などにより、管理運営費を捻出している。

【参考2】秦野市公の施設に係る指定管理者制度に関する指針

「民間資金等の活用により公共施設等の整備を行う事業に係る施設は、その事業期間」を指定管理期間にできる。

(4) 指定管理料

公民連携手法により事業を推進していることを鑑み、指定管理者の自主性及び自立性に基づく運営を促すため、施設の維持管理に係る指定管理料は支出しないものとする。

なお、指定管理者に過度な経営リスクが生じないようにするため、ネーミングライツの活用などにより、安定的な管理運営の確保を図る。

### 3 利用スケジュール

(1) グラウンド利用スケジュール

曜日	AM	PM（午後又は夜間）
月	休館日	
火	一般利用（他）	一般利用
水	—	ベルマーレアカデミー
木	一般利用（他）	ベルマーレアカデミー
金	—	ベルマーレアカデミー
土	指定管理事業	一般利用
日	一般利用（春秋）	指定管理事業

※ 1コマ当たり3時間の利用を基本とする。

※ 一般利用（他）は、芝への負担が少ない利用に限り認める。

※ 指定管理事業として、月1回の市民向けイベントや年4回程度のサッカー大会等を開催する予定。

※ 公民連携手法により整備した趣旨を踏まえ、市民とベルマーレ、それぞれの利用割合が概ね均衡するように設定する。

- (2) パークゴルフ場・トライアルロード利用スケジュール  
休館日及び夜間を除き、原則、利用可能とする。

#### 4 使用料

使用料（市内）については、「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」における受益者負担割合（管理運営費用の1/3以上）の考え方を踏まえ、設定した。

##### (1) グラウンド使用料（1時間当たり比較）

市外使用料と市内使用料の差額に起因する収入変動リスクを指定管理者に負わせることは、安定的かつ継続的な施設運営に支障となるおそれがあることから、市が負担（精算払い）する。

施設	利用区分	市内		市外	
		小中高生	大人	小中高生	大人
はだのスポーツビレッジ	平日	4,000円	5,000円	20,000円	25,000円
	土日祝日	5,000円	6,000円	25,000円	30,000円
NITTANパークおおね	全日(日中)	1,600円		6,000円	
	全日(夜間)	3,100円		7,500円	
中井中央運動公園	全日	1,300円 (1,950円)	3,250円	2,600円 (3,900円)	6,500円
中栄信金スタジアム	全日(日中)	2,000円		10,000円	
	全日(夜間)	5,800円		13,800円	

※（）内は高校生料金

※ 中栄信金スタジアム（夜間）はナイター設備全灯料金にて積算

※ 部活動利用による減免規定あり

##### (2) 市費負担額

利用区分	利用者	1時間当たりの市費負担額 (市外料金－市内料金)	8年度市費負担額の見込
平日	小中高生	16,000円	2,599千円
	大人	20,000円	
土日祝日	小中高生	20,000円	
	大人	24,000円	

※ 令和9年度以降、年間市費負担額の見込は4,143千円。

※ 1時間当たりの市費負担額は、市外使用料と市内使用料の差額とする。

##### (3) パークゴルフ場・トライアルロード使用料

###### ア パークゴルフ場

ファミリー層を主なターゲットとした競技の普及促進を図ることを目的として、近隣施設とのホール数の違いを踏まえ、使用料を設定した。

施設	子ども	大人
はだのスポーツビレッジ	50 円	100 円
中井中央公園	100 円	200 円
川音川パークゴルフ (松田町)	100 円	200 円

※ 中井中央公園及び川音川パークゴルフの「子ども」は、中学生以下を対象としている。

#### イ トライアルロード

本施設同様にマウンテンバイク等の利用が可能な「パンプトラックさむかわ (寒川町)」の料金水準を参考にしつつ、マウンテンバイク等を普及促進する観点から、低額の使用料を設定した。

施設		子ども		大人	
		平日	土日祝日	平日	土日祝日
はだのスポーツ ビレッジ	一律	50 円	100 円	100 円	200 円
パンプトラック さむかわ	町内	200 円		500 円	
	町外	400 円		1,000 円	

※「パンプトラックさむかわ」では、小学生以下は一律 100 円としている。

## 5 ネーミングライツ

本施設は、湘南ベルマーレスポーツクラブ及び湘南造園株式会社により整備され、本市が、負担付き寄附として受領するものである。

また、指定管理料を支出しない運営形態であることに加え、指定管理者自らが運営に係る費用を捻出するための営業活動を行うことを踏まえ、先行事例である長居球技場 (大阪市) などを参考に、市が受け入れるネーミングライツ収入を活用し、安定的な管理運営を確保するため、指定管理者に対し、補助金として拠出する。

## 6 個人版ふるさと納税の活用

はだのスポーツビレッジは、渋沢丘陵の活性化やにぎわいの創出につながるスポーツ拠点とするとともに、湘南ベルマーレアカデミーの育成拠点となることから、潮来市と鹿島アントラーズ、磐田市とジュビロ磐田におけるふるさと納税制度を活用した取組を参考に、ホームタウンである秦野市と湘南ベルマーレとの連携を具現化する拠点として、本施設の整備費に充当することを目的に、公民連携による個人版ふるさと納税を活用する。

### (1) 実施時期

令和 8 年 6 月末から 9 月末 (予定) まで (3 か月間)

### (2) 利用ポータルサイト

「READYFOR」

※ 過去に湘南ベルマーレが実施したクラウドファンディングにおける寄附者データの活用が可能であることやコンサルティングを含む伴走型支援が受けられることなどを踏まえ、選定した。

(3) ターゲット層

湘南ベルマーレのファン及びサポーター

(4) 目標金額

30,000千円

(5) 先行事例

ア 潮来市×鹿島アントラーズ

- ・小学生専用グラウンドの整備を目的に実施
- ・実施期間：令和7年9月17日～12月16日
- ・支援金額：約66,780千円

イ 磐田市×ジュビロ磐田

- ・J1昇格を目指したクラブの運営費の補てんを目的に実施
- ・実施期間：令和3年6月25日～8月31日
- ・支援金額：約73,350千円

(6) 参考事例

湘南ベルマーレ（クラウドファンディング）

- ・実施期間：令和4年1月29日～2月27日
- ・支援金額：118,931千円